

経済産業省令で定める事業の区分(計量法施行規則別表第一(第五条、第十三条関係))

十五 事業	十四 事業	十三 業	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
大型車載燃料油メーターを製造する	小型車載燃料油メーターを製造する	自動車等給油メーターを製造する	温水メーターを製造する	水道メーターのうち、定格最大流量が八立方メートル毎時を超えるものを製造	水道メーターのうち、定格最大流量が八立方メートル毎時以下のものを製造	皮革面積計を製造する	抵抗体温計を製造する	ガラス製体温計を製造する	ガラス製温度計(ガラス製体温計を除く。)を製造する	自重計を製造する	分銅またはおもりを製造する	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する	非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの製造する	タクシーメーターを製造する	事業の区分
大型車載燃料油メーター	小型車載燃料油メーター	自動車等給油メーター	温水メーター	水道メーター 第二類	水道メーター 第一類	皮革面積計	抵抗体温計	ガラス製体温計	ガラス製温度計	自重計	分銅等	質量計第二類	質量計第一類	タクシーメーター	事業の区分の略称
次のいずれかの設備 一 基準はかり 二 基準燃料油メーター 三 液体メーター用基準タンク 四 液体メーター用基準体積管			次のいずれかの設備 一 基準はかりおよび基準分銅 二 基準水道メーター 三 液体メーター用基準タンク 四 液体メーター用基準体積管		基準面積板		一 基準ガラス製体温計 二 温度検査槽		次のいずれかの設備 一 荷重試験装置(測定できる最小荷重の値が最大荷重の五十分の一以下のものに限る。) 二 質量計であつて、検定証印等が付されたもの 三 基準はかりおよび基準分銅			次のいずれかの設備 一 基準はかりおよび基準分銅 二 基準分銅		検査のための器具、機械または装置 一タクシーメーター 装置検査用基準器 二 時間計	

経済産業省令で定める事業の区分(計量法施行規則別表第一(第五条、第十三条関係))

<p>十六 微流量燃料油メーターを製造する事業</p>	<p>十七 燃料油メーターを製造する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを製造する事業</p>	<p>十八 液化石油ガスメーターを製造する事業</p>	<p>十九 ガスメーターのうち、使用最大流量が二・五立方メートル毎時以下のもを製造する事業</p>	<p>二十 ガスメーターのうち、使用最大流量が二・五立方メートル毎時を超えるものを製造する事業</p>	<p>二十一 排ガス積算体積計、排ガス流速計および排ガス流量計を製造する事業</p>	<p>二十二 排水積算体積計、排水流速計および排水流量計を製造する事業</p>	<p>二十三 量器用尺付タンクを製造する事業</p>	<p>二十四 密度浮ひよう(耐圧密度浮ひようを除く。)、酒精密度浮ひようおよび浮ひよう型比重計を製造する事業</p>	<p>二十五 耐圧浮ひよう型密度計を製造する事業</p>
<p>微流量燃料油メーター</p>	<p>定置燃料油メーター等</p>	<p>液化石油ガスメーター</p>	<p>ガスメーター 第一類</p>	<p>ガスメーター 第二類</p>	<p>排ガス積算体積計等</p>	<p>排水積算体積計等</p>	<p>量器用尺付タンク</p>	<p>密度浮ひよう等</p>	<p>耐圧浮ひよう型密度計</p>
<p>次のいずれかの設備</p> <p>一 基準はかりおよび液化石油ガス用基準浮ひよう型密度計</p> <p>二 液体メーター用基準体積管</p> <p>次のいずれかの設備</p> <p>一 基準ガスメーター</p> <p>二 ガスメーター用基準体積管</p> <p>次のいずれかの設備</p> <p>一 基準はかり</p> <p>二 液体メーター用基準タンク</p> <p>三 液体メーター用基準体積管</p> <p>次のいずれかの設備</p> <p>一 基準はかり</p> <p>二 基準水道メーター</p> <p>三 液体タンク用基準タンク</p> <p>一 基準ガラス製温度計</p> <p>二 次に掲げるイまたはロの設備</p> <p>イ 基準密度浮ひよう</p> <p>ロ 基準比重浮ひよう</p> <p>三 基準酒精密度浮ひよう</p> <p>一 基準分銅</p> <p>二 基準ガラス製温度計</p> <p>三 耐圧試験機</p> <p>四 耐圧容器</p>									

経済産業省令で定める事業の区分(計量法施行規則別表第一(第五条、第十三条関係))

三十三 照度計を製造する事業	三十二 積算熱量計を製造する事業	三十一 削除	三十 削除	二十九 アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	二十八 アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの製造する事業	二十七 アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	二十六 アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業
照度計	積算熱量計			血圧計第二類	血圧計第一類	圧力計第二類	圧力計第一類
一 単平面型基準電球 二 分光測定装置 三 直流電力計	一 基準ガラス製温度計 二 次に掲げるイ、ロまたはハの設備 イ 基準はかり ロ 液体メーター用基準タンク ハ 液体メーター用基準体積管 三 恒温槽				基準液柱型圧力計		次のいずれかの設備 一 基準液柱型圧力計 二 基準重錘型圧力計

経済産業省令で定める事業の区分(計量法施行規則別表第一(第五条、第十三条関係))

<p>四十一 ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業</p>	<p>四十 ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造する事業</p>	<p>三十九 濃度計(酒精度浮ひよう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器およびガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。)を製造する事業</p>	<p>三十八 直流電力量計を製造する事業</p>	<p>三十七 特別精密電力量計を製造する事業</p>	<p>三十六 最大需要電力量計、精密電力量計、普通電力量計および無効電力量計を製造する事業</p>	<p>三十五 振動レベル計を製造する事業</p>	<p>三十四 騒音計を製造する事業</p>
<p>濃度計第三類</p>	<p>濃度計第二類</p>	<p>濃度計第一類</p>	<p>直流電力量計</p>	<p>特別精密電力量計</p>	<p>最大需要電力量計等</p>	<p>振動レベル計</p>	<p>騒音計</p>
<p>一 電圧調整器 二 交流電圧計 三 直流電圧発生器</p>	<p>一 直流電圧計 二 温度計 三 検定検査規則第二十条に規定する標準物質または特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質</p>	<p>一 電圧調整器 二 交流電圧計 三 次に掲げるイ、ロまたはハの設備 イ 検定検査規則第二十条に規定する標準物質または特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行った標準物質 ロ 校正用装置 ハ 直流電圧発生器、直流電圧計および温度計</p>	<p>一 基準電流計 二 基準電圧計 三 絶縁抵抗検査設備</p>		<p>一 基準電力量計 二 絶縁抵抗検査設備</p>	<p>一 基準サーボ式ピツクアップ 二 加振装置 三 周波数特性測定装置</p>	<p>一 基準静電型マイクロホン 二 次に掲げるイまたはロの設備 イ 無響装置 ロ カプラー 三 周波数特性測定装置</p>